

監査の指摘に対する状況

No.	区分	課等名	指摘事項	指摘区分	措置の内容	措置状況
1	R 3 定期監査	文化・生涯学習課	<p>補助金の交付事務が適切でなかったもの 春日井市文化振興補助金の交付事務において、補助金の額を確定する際、春日井市文化振興補助金交付要綱に定められた端数処理を行わなかったことにより過払いとなっていた。 補助金の交付に当たっては、春日井市補助金等に関する規則及び当該要綱に基づいた事務処理を徹底するとともに、チェック機能の強化を図りたい。</p>	注意	<p>過払いとなっていた補助金については、直ちに精算手続きを行い、後日入金を確認しました。 今後は、補助金に関する規則及び要綱に基づいた適正な事務の執行に努めます。 また、課内研修等により、継続的に適正な事務処理の徹底を図ります。</p>	措置済
2	R 3 定期監査	道風記念館 青年の家	<p>行政財産目的外使用料徴収に係る事務が適切でなかったもの 使用期間が6か月以上の職員等駐車場に係る行政財産目的外使用料の徴収について、納入期限が使用を開始する月の末日を越えて設定されていた。 春日井市行政財産目的外使用料条例等に基づいた事務処理を徹底し、定められた納入期限を設定されたい。</p>	注意	<p>行政財産目的外使用料の納入期限については、条例等に基づき定められた納入期限を設定するよう徹底し、適正な事務の執行に努めます。 (道風記念館)</p> <p>行政財産目的外使用料の納入期限については、条例等に基づき定められた納入期限を設定するよう徹底し、適正な事務の執行に努めます。 今後は、担当者に異動があった場合でも適切に年度当初の事務処理が行えるよう、行政財産目的外使用料徴収事務の一覧表を作成しました。 (青年の家)</p>	措置済
3	R 3 定期監査	道風記念館 味美ふれあいセンター 南部ふれあいセンター 鷹来公民館	<p>施設修繕の完了確認が適切でなかったもの 施設修繕（建設業法第2条第1項該当）に係る契約において、完了通知が提出されていないものが見受けられた。 契約の適正な履行を確認するため、春日井市契約規則等に基づいた事務処理を徹底されたい。</p>	注意	<p>施設修繕の契約においては、契約規則に基づき完了届を徴収するよう職員に周知徹底を図りました。 今後は、契約から支払いまでをチェックリスト等で確認して再発防止を図り、適正な事務の執行に努めます。 (道風記念館、南部ふれあいセンター、鷹来公民館)</p> <p>施設修繕の契約においては、契約規則に基づき完了届を徴収するよう職員に周知徹底を図りました。 今後は、チェックリスト等を活用して再発防止を図り、適正な事務の執行に努めます。 (味美ふれあいセンター)</p>	措置済

監査の指摘に対する状況

No.	区分	課等名	指摘事項	指摘区分	措置の内容	措置状況
4	R 3 定期監査	東部市民センター	<p>支払い事務が適切でなかったもの 東部市民センターホール舞台・音響・照明業務委託（単価契約）について、月ごとの実績件数の確認不足により、令和2年12月及び令和3年2月の実績件数と支払額に不整合があった。 単価契約については実績件数により支払額が確定することから、支払いに当たっては、春日井市会計規則等に基づき適正な事務処理を徹底するとともに、チェック機能の強化を図られたい。</p>	注意	<p>速やかに不整合を訂正しました。また、支払い事務の際、再度、委託業者の請求件数と市の実績数の照合を複数の職員で行うよう事務を見直し、確認体制の強化を図りました。 今後は、支払い事務について、春日井市会計規則に基づき、不備がないよう適正な事務の執行に努めます。</p>	措置済
5	R 3 定期監査	東部市民センター	<p>行政財産目的外使用の許可手続が適切でなかったもの 施設の使用を許可された者の通勤用自家用自動車駐車場について、行政財産目的外使用許可に係る手続がなされていなかった。 行政財産の使用許可に当たっては、春日井市財産管理規則に基づいた適正な事務手続を徹底するとともに、チェック機能の強化を図られたい。</p>	注意	<p>速やかに使用許可申請書を提出させ、使用許可を決定し、使用料を徴収しました。 今後は、年度当初に対象者一覧表を作成するとともに、チェックリストを整備し適切な事務手続を徹底します。</p>	措置済
6	R 3 定期監査	スポーツ課	<p>備品管理の事務手続が適切でなかったもの 温水プールの水泳時計システムについて、不用決定をすることなく廃棄処分されていた。 備品の出納に当たっては、春日井市財産管理規則に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	注意	<p>物品不用決定調書を管財契約課に提出しました。 今後は、備品の出納に係る手続の流れを整理するとともに組織内で共有し、適正な事務の執行に努めます。</p>	措置済
7	R 3 定期監査	スポーツ課	<p>公有財産台帳の整備が適切でなかったもの 落合公園体育館敷地内に設置した物置について、公有財産台帳に登載されていなかった。 公有財産に係る事務に当たっては、春日井市財産管理規則に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	注意	<p>公有財産台帳を作成し、公有財産異動報告書を管財契約課に提出しました。 今後は、公有財産に係る手続の流れを整理するとともに組織内で共有し、適正な事務の執行に努めます。</p>	措置済